

葉山町の情報公開制度の改正案の概要

改正案の内容

- 1 条例の題名を「葉山町情報公開条例」とします。
「情報公開」という言葉が定着し、単に公文書の公開にとどまらず、会議の公開などを含め、町政に関する情報を積極的に公開していく姿勢を表すため。
- 2 目的に「説明責任」を加えます。
町民の信託を受けて行政を行う町は、その諸活動について町民に説明する責務があり、情報公開制度はその「説明責任」を果たすための制度の一つであるため。
- 3 電磁的記録も対象とします。
フロッピーディスク等の電磁的な媒体に蓄積されている情報も広く、公開の対象とするため。
- 4 請求権者を「何人も」とします。
より開かれた町政を実現するよう、誰でもが請求できるように請求権者を拡大するため。
- 5 利用者の責務に「適正な請求に努める」を加えます。
条例の目的を踏まえ、請求者が権利の乱用ともいえる行為をしないようにするため。
- 6 非公開情報の表現を「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない」とします。
原則公開を基本とし、情報を公開する義務を前提とした規定とするため。
- 7 非公開情報のうち、「国等協力情報」を削除し、「事務事業執行情報」は、より限定的なものとし、
国等から非公開としてほしい旨の要請があった場合、「事務事業執行情報」などの事項に基づいて公開の可否を判断することで対応できるため。また、「事務事業執行情報」の規定は、包括的な文言となっているが、危惧される支障の要件を具体的に表現し、非公開とされる場合を合理的に限定するため。

- 8 情報が存在するかしないかを答えないことができる規定を加えます。
内容によっては、情報が存在するかしないかを明らかにするだけで、非公開情報を公開した場合と同様に、個人や法人の権利利益を侵害するものがあるため。
- 9 請求書に不備がある場合に、補正することができる規定を加えます。
請求書を受領した後に、請求書の記載に不備が明らかになった場合、相当の期間を定めて補正を求めることができるようにするため。
- 10 請求に対する決定の期間を 10 日以内とします。
公開請求に対する諾否の決定を、10 日以内に行うことを実施機関に義務付けるため。
- 11 審議会等の会議は、原則公開する旨の規定を設けます。
町政の一層の透明化を図り、より開かれた行政運営を図るため、審議会等の会議は、原則公開とすることを明確にするため。
- 12 出資団体等と指定管理者は、情報公開に努める旨の規定を設けます。
出資団体等は、その公共的性格から自ら情報公開に努める必要があるため。また、指定管理者が行っている公の施設の管理が、極めて公共性の高い業務であることから情報公開に必要な措置を講じるよう努める必要があるため。
- 13 情報公開の総合的推進の規定を設けます。
請求に基づく情報公開制度と併せて、町政に関する情報を広く提供していくため、積極的に情報提供施策を進め、情報公開を総合的に推進することを明らかにするため。